

令和6年3月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和6年 3月21日 開会
令和6年 3月21日 閉会

宮古地区広域行政組合

令和 6 年 3 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 員 全 員 協 議 会

令和 6 年 3 月 2 1 日（木曜日）

午後 1 時 3 0 分開議

議 事 日 程

1 報告事項

（１）議会運営委員会審議結果の報告について

2 説明事項

（１）令和 6 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

（２）令和 5 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 4 号）

（３）会計年度任用職員の勤勉手当支給等に係る条例の一部改正について

（４）宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

（５）宮古地区広域行政組合手数料条例の一部改正について

（６）一般廃棄物第 2 最終処分場施設整備基本設計について

3 その他

出席議員（１２名）

１番	三田地	久志君	２番	田中	尚君
３番	畠山	和英君	４番	昆	清君
５番	伊藤	清君	６番	高橋	秀正君
８番	工藤	求君	９番	長門	孝則君
１０番	佐藤	克典君	１１番	横田	龍寿君
１２番	上村	浩司君	１３番	木村	誠君

欠席議員（１名）

７番 千葉泰彦君

説明のための出席者

事務局 長	菊池 敦君
総務課 長	金澤 建司君
施設課 長	田中 晋君
消防 長	小林 達広君
消防次長兼総務課長	畠山 毅君
消防次長兼消防課長	三浦 正成君
指令課 長	内田 信也君
消防課 主幹	里舘 郁雄君

議会事務局出席者

書	記	関口 憲史
書	記	山崎 斗夢

◎開 会

○議長（木村 誠君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（木村 誠君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

田中議会運営委員長。

○議会運営委員長（田中 尚君） 議運の委員長の田中でございます。

本日は大変な状況の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、議会運営委員会での審議結果について報告をいたします。

議事日程でございますが、初めに議長が開会宣言を行います。

次に、諸報告で、監査委員からの令和5年度定期監査及び令和5年度例月現金出納検査の結果について、その写しの配付をもって報告とするものであります。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は6番高橋秀正議員、8番工藤求議員をお願いをいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は3月21日の本日1日間ということで本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3の一般質問は、11番横田龍寿議員よりありましたので、議長の許可を得て一般質問を行います。

日程第4の施策大綱説明は、管理者が議長の許可を得て説明いたします。

日程第5で、議案第1号 令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

日程第6で、議案第2号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

日程第7では、議案第3号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第8で、議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第9で、議案第5号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第10で、議案第6号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

次に、宮古地区広域行政組合議会定例会における一般質問についてでございます。

当組合議会におきましては、平成24年3月議会定例会での山田町の黒沢議員の一般質問を最後に、現在まで一般質問がありませんでした。

今回、山田町の横田議員からの一般質問を受け、一般質問の持ち時間等について、当組合議会においては特段定められていないとのことでしたので、今後のために持ち時間等について議会運営委員会において協議をいたしました。

今後につきましては、議員の持ち時間を40分、自席での再質問は1つの質問につき2回まで、持ち時間が経過した時点で、議員が質問中のときは、その場で打ち切りとし、当局側が答弁の途中の場合は、その答弁は最後まで行うこととすると議会運営委員会で協議し、本定例会よりこれに基づき運営すると決定をいたしました。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 議会運営委員長の報告がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

○議長（木村 誠君） 次に、説明事項の令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計予算について事務局の説明を求めます。

金澤総務課長。

○総務課長（金澤建司君） それでは、令和6年度予算の概要を説明いたします。

座って説明させていただきます。

資料ナンバー1の1ページをお開き願います。

1の予算規模でございますが、令和6年度は38億3,302万円で、前年度比較で3億6,649万2,000円、率で10.6%の増となっております。

2の主な増額の項目でございますが、①衛生費は構成町村の一般廃棄物収集運搬業務委託の設計見直しにより、前年度比較で1,194万3,000円の増額、また施設整備計画に基づく事業費が前年度比較で4,372万8,000円の増額となっております。

②消防費の常備消防費では、給与改定により人件費が前年度比較で5,762万2,000円の増額、消防施設費ではいわて消防指令センター総合整備事業が令和5年度は実施設計に係る負担金でしたが、令和6年度からは整備工事に係る負担金となりますので、前年度比較で3億2,260万円の増額となっております。

2ページをお開き願います。

3の主な新規項目でございますが、①衛生費は、第2最終処分場建設事業に係る実施設計書作成等業務委託に4,194万円を計上しております。

②消防費は、宮古消防署の災害対応型非常用発電設備工事監理業務委託に510万円、設置工事に9,770万円、照明器具等更新工事監理業務委託に57万円、更新工事に3,150万円、田老分署の女性専用施設庁舎改修工事監理業務委託に67万円、改修工事に660万円、川井分署の女性専用施設庁舎改修工事監理業務委託に76万円、改修工事に870万円、岩泉消防署の女性専用施設庁舎改修工事監理業務委託に180万円、改修工事に3,520万円、高規格救急自動車購入に4,500万円を計上しております。

次に、歳出予算の主な内容につきましてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

1 款議会費は241万6,000円で、議会運営に要する経費でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は8,957万6,000円で、職員人件費を含む一般管理事務に要する経費でございます。前年度比較で240万円の増額は、給与改定等による人件費の増が主な理由でございます。

2 目公平委員会費から3 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目環境衛生費までは、事務及び管理運営費の計上でございます。

2 項清掃費、1 目清掃総務費は1 億8,795万円で、ごみの収集運搬に要する経費でございます。前年度比較で1,175万7,000円の増額は、構成町村の収集運搬委託の設計見直しによる委託料の増が主な理由でございます。

2 目ごみ焼却施設費は4 億7,814万1,000円で、宮古清掃センターの管理運営費でございます。前年度比較で1,193万9,000円の増額は、施設整備計画に基づく修繕費の増が主な理由でございます。

3 目埋立処分地施設費でございますが、通常埋立処分地施設費と新規最終処分場建設事業費の2つの事業に分けております。

埋立処分地施設費は1 億4,782万1,000円で、最終処分場の管理運営費でございます。前年度比較で390万2,000円の減額は、搬入路等立木伐採作業及び覆土の運搬に係る重機等借り上げ料が6年度は不要であるためでございます。

次に、新規最終処分場建設事業費は4,194万円で、実施設計書等作成業務委託費でございます。

4 目し尿処理施設費は2 億8,191万6,000円で、し尿処理施設の管理運営費でございます。前年度比較で163万3,000円の減額は、施設整備計画に基づく工事請負費の減が主な理由でございます。

5 目污泥混焼施設費は1,263万2,000円で、污泥混焼施設の管理運営費でございます。前年度比較で190万4,000円の増額は、修繕対象機器の増が主な理由でございます。

6 目リサイクル施設費1 億296万5,000円は、リサイクルセンターの管理運営費でございます。前年度比較で2,073万1,000円の増額は、施設整備計画に基づく工事請負費の増及び製品プラ分別回収による日本容器包装リサイクル協会への負担金の増が主な理由でございます。

3 款衛生費全体では12億5,337万8,000円、前年度比較で4,872万4,000円の増となっております。

4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費は19億359万1,000円で、消防職員の人件費及び消防救急業務等に要する経費でございます。前年度比較で5,718万5,000円の増額は、職員の給与改定等による人件費の増が主な理由でございます。

2 目消防施設費は5 億6,130万円で、消防施設の整備に要する経費でございます。前年度比較で2 億6,970万円の増額は、いわて消防指令センター総合整備事業負担金等、施設整備計画に基づく事業費の増が主な理由でございます。

なお、令和6年度予算案に計上しております消防施設費の詳細につきましては、10ペ

ージに記載しておりますので、後ほどご参照願います。

4 款消防費全体では24億6,489万1,000円で、前年度比較で3億2,688万5,000円の増となっております。

5 款災害復旧費は整理科目でございます。

6 款公債費、1 項公債費、1 目元金は1,184万9,000円で、ごみ処理施設及びリサイクル施設に係る長期債元金償還金の計上、2 目利子は45万2,000円で、長期債償還利子及び一時借入金利子を計上するものでございます。第2リサイクルセンター建設分は、令和5年度で償還が終了したことから、前年度比較で元金は1,127万1,000円の減額、利子は27万8,000円の減額となっております。

7 款予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算の主な内容につきましてご説明いたしますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金は、組合負担金37億4,199万6,000円を計上するもので、前年度比較で3億7,376万5,000円の増額でございます。

市町村負担金の概要をご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開き願います。

市町村負担金の概要は、総務、衛生、消防と3つの部分に分けて前年度比較を行い、主な増減理由を記載しているものでございます。

総務部門につきましては、給与改定等による人件費の増により、構成市町村の全てで前年度より増額となっております。

衛生部門についても、施設整備計画に基づく事業費の増により、構成市町村の全てで前年度より増額となっております。

消防部門につきましても、常備消防費は給与改定等による人件費の増により、構成市町村の全てで前年度より増額となっており、消防施設費は、施設整備計画に基づく事業費の増により、構成市町村の全てで前年度より増額となっております。

負担金の内訳を説明いたしますので、5 ページをお開き願います。

令和6年度項目別市町村負担金内訳表の合計欄及び負担割合の欄をご覧ください。

市町村ごとの負担金の額でございますが、宮古市は21億2,665万5,000円で、負担割合は56.83%でございます。山田町は6億7,449万3,000円で、負担割合は18.03%でございます。岩泉町は6億7,139万8,000円で、負担割合は17.94%でございます。田野畑村は2億6,945万円で、負担割合は7.20%でございます。

6 ページ、7 ページにお戻り願います。

2 款使用料及び手数料は4,096万9,000円を計上するもので、行政財産使用料の総務使用料のほか、衛生手数料及び消防手数料でございます。前年度比較で87万6,000円の減額は、1 目衛生手数料のごみ及びし尿の搬入見込みの減及び2 目消防手数料の見込みによる減が主な理由でございます。

3 款国庫支出金は685万9,000円を計上するもので、衛生費国庫補助金でございます。

4 款県支出金は、消防費県負担金817万2,000円を計上するもので、前年度比較で18万4,000円の増額は、岩手県防災航空隊へ派遣いたします職員の人件費の増によるものでございます。

5 款財産収入は、前年度同額の36万1,000円を計上するもので、1 目財産貸付収入36万円は、宮古地区交通安全協会への土地貸付料でございます。

6 款繰越金は整理科目でございます。

7 款諸収入は、組合預金利子及び雑入3,466万2,000円を計上するもので、前年度比較で154万8,000円の減額は、2 目雑入の資源物売払い見込額の減によるものでございます。

次に、債務負担行為の計上についてご説明いたしますので、3 ページをお開き願います。

1 の債務負担行為を求める理由でございますが、ごみ焼却施設及び最終処分場の運転管理業務委託につきましては、現在の契約期間が令和 6 年度末までとなっております。令和 7 年度当初から新たに 5 年間の運転管理業務を委託するにあたり、委託業者の選定手続に十分な時間を確保して行うため、債務負担行為を計上しようとするものでございます。また、第 2 最終処分場建設に伴う実施設計書作成等業務委託は、令和 6 年度、7 年度の 2 か年で実施することから、債務負担行為を計上しようとするものでございます。

2 の支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございますが、ごみ焼却施設運転管理業務委託につきましては、限度額を 1 億2,273万円、当該年度以降の支出予定額を令和 7 年度に 1 億2,273万円、財源を全額一般財源とするものでございます。

最終処分場施設運転管理業務委託につきましては、限度額を7,694万4,000円、当該年度以降の支出予定額を令和 7 年度に7,694万4,000円、財源を全額一般財源とするものでございます。

第 2 最終処分場建設に伴う実施設計書作成等業務委託につきましては、限度額を 2,796万円とし、当該年度以降の支出予定額を令和 7 年度に2,796万円、財源は 3 分の 1 の932万円を国庫支出金とし、残りの1,864万円を一般財源とするものでございます。

以上が令和 6 年度当初予算の概要説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

長門議員。

○9 番（長門孝則君） 二、三お聞きしたいと思います。

この資料 1 の 1 ページです。一番下のいわて消防指令センターの負担金についてお聞きしたいと思います。

5 年度で実施設計をやられたということで、本当であれば、その時点で聞けばよかったんですけども、記憶がはっきりしていないんで、改めてお聞きしたいと思います。

この指令センターの総体の事業費はどのぐらいなのでしょう。

○議長（木村 誠君） 内田指令課長。

○指令課長（内田信也君） お答えいたします。

実は10月議会のときも経過報告で全員協議会でご報告いたしましたけれども、県全体で前回お示したのは121億3,700万円ほどとなっております。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9 番（長門孝則君） 122億円というようなことで、負担金も 3 億2,700万円ということ

で大きい負担金だなど、そういうふうにも思ってお聞きしていますけれども、これまでですかね、県内に消防本部が10あるということで、その10で負担するということなんですか。この宮古地区の消防の負担割合はどうなっているのかなと、その辺、負担割合の状況をちょっと教えてください。

○議長（木村 誠君） 内田指令課長。

○指令課長（内田信也君） お答えします。

すみません、先ほどのお話にちょっと補足させていただきます。121億円というのは令和6年、7年、8年の総額でして、ここで示してある広域の3億2,600万円に関しては6年度の事業、ここだけをみると県全体で30億6,000万円の事業だったということで訂正させていただきたいと思います。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） そうすれば、あれですかね、負担割合は10%ぐらいということでもいいですかね。

○議長（木村 誠君） 内田指令課長。

○指令課長（内田信也君） 全体事業費からの割合から見ても、宮古広域の事業はそのぐらいにちょうどなるのかなというところになります。

○議長（木村 誠君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 県全体の設備ですが、単独の設備と共通設備と2つに分かれておりまして、単独の設備については、それぞれの消防本部ごとに100%の負担で、共通経費につきましては、1割が均等割、残りの9割が人口割という形になっております。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） これは、国とか県の補助というのはないんですか。ちょっとお聞きします。

○議長（木村 誠君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） これに関しまして、起債の部分がありまして、緊急防災減災事業債という有利な起債で、7割を国のほうから交付税というような形での対応になっておりました。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） 前に本当は聞くべきだったんですけども、この事業の事業主体というのはどこになるのかなと。例えば、県内10本部あるんですけども、何か協議会とか、あるいは何かそういうのを設置して、そこが事業主体になるんですかね。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（木村 誠君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 現在、県内には12消防本部がございます。当初は12の消防本部が全部参加で、この共同運用をやろうという話になったのですが、残念ながら2つの消防本部から賛同を得られなくて、10の消防本部でやっておりました。10の消防本部の中で協議会を立ち上げて、その中で運用していますけれども、契約自体は盛岡の消防本部、消防組合のほうで契約を行って、そこで係る経費を10の消防本部で、今回の予算のよう

に負担金の形で年度ごとに負担していく形を取っております。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） 分かりました。盛岡市の本部が実質事業主体になるということのようです。

それで、例えば、今は単独で消防車の出動だとか救急車、これはもちろん単独でやっているんですが、このセンターが設置されれば共同処理ということになるんで、そういったのはどうなんですかね、いろいろメリットもあると思うんですけども、どういうメリットがあるのかなと、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（木村 誠君） 内田指令課長。

○指令課長（内田信也君） お答えいたします。

現在、それぞれ単独で受けているところを1つで受けるということで、近隣町村で発生した災害とかに応援する場合あるいは緊急援助隊の編成を組む場合等、情報管理が円滑にできるというメリットがございます。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） あと2点ほどありますけれども、いいですか、続けて。

○議長（木村 誠君） はい。

○9番（長門孝則君） この資料の2ページなんですけれども、②の消防費の項目の2番目ですか、災害対応非常用発電設備設置工事9,770万円が計上されておりますけれども、私、この災害用非常用発電設備というのは、もうあるものだと思っていたんですけれども、今回、発電施設を整備するということなんですけれども、これは設置場所は消防庁舎の外になるんですかね、ちょっと教えてください。

○議長（木村 誠君） 畠山消防次長。

○消防次長兼総務課長（畠山 毅君） 今回の事業につきましては、令和4年9月に岩手県から地震津波災害想定報告書が発表されてございます。この報告書の中で、宮古消防署周辺につきましては3メートル程度の浸水が想定をされるということで、現在1階にある発電機を2階の屋上に上げて新設整備をするというような事業でございます。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） そうすれば移設ということですか、1階のやつを今度は2階ということ。

○議長（木村 誠君） 畠山消防次長。

○消防次長兼総務課長（畠山 毅君） 設置場所を1階から2階に変更して、2階に新設をするというような工事になります。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） 分かりました。

それからもう一つ、4行目になりますか、照明器具等更新工事3,150万円計上されておりますけれども、更新工事ですので何年で更新するのかなと。今の照明器具は耐用年数が何年なのか、ちょっと教えてください。

○議長（木村 誠君） 畠山消防次長。

○消防次長兼総務課長（畠山 毅君） 今回の照明器具等更新工事につきましては、宮古

消防署の照明器具になります。宮古消防署の照明器具は、庁舎建設当時、昭和56年から現在に至っている照明装置です。これをLED化するというような工事でございます。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） 終わります。

○議長（木村 誠君） そのほかございませんか。

伊藤議員。

○5番（伊藤 清君） 8ページの3款衛生費の2項清掃費3目の最終処分場の関係なんですけれども、今、広域市町村において鹿の埋設をやっております。無料でやっておりますけれども、今、すごいペースで鹿が捕獲されております。そして、これから10年度には新しい施設になるということなんですけれども、このペースでいけば、あと5年もちますか。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 今、ご指摘の駆除で発生した鹿の受入れについては、2年ぐらい前から急激に増えてきていまして、去年の実績としては、組合のほうに2,500頭ほど入ってきています。今年度もそれを上回るぐらい、同じか上回るぐらいのペースで入ってきているのが今の現状でございます。

駆除された鹿は、一般廃棄物ということで、通常は焼却か減容化、堆肥化という腐らせる方法が一般的ではあるんですけれども、組合のごみ焼却施設で大動物をそのまま燃やすことはできないということで、処分場で埋却処理をしております。

今まで3年間にわたってはずっと埋却してきているわけなんですけれども、その影響として水処理、水質のほうに影響があるか、それについても継続して監視のほうをしております。通常、有機物なので自然の微生物によって分解されれば、水までは影響はないだろうということで、BOD、あとは窒素、そういったものを分析していますけれども、挙動の変化は特にない状況です。

ただ、議員ご指摘のとおり、10年度に予定している最終処分場は今の埋立容量の10分の1ぐらいになりますので、当然、今のような2,500頭を埋却というような、まして新しい処分場にそのまま埋めてしまいますと、今の処分場はもう30年以上埋立てしてまして、処分場自体に有機物を分解する能力も備わっているところなんですけど、新しい処分場には当然まだそういう能力はありませんので、埋立ては難しいかなと思います。

ただ、一方で、ごみ焼却のほうでは燃やせる余力がありますので、構成市町村の担当課と、鹿を細かくして燃やす方法について、今後協議を進めていく予定でございます。

○議長（木村 誠君） 伊藤議員。

○5番（伊藤 清君） 分かりました。ということは、焼却ということは、今度は細かくして袋に詰めて焼却するようにして搬入することになりますか。10年度か、いつからなんだか、それは。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 鹿を切って持ってくるというのは、また難しいところがあると思いますので、その辺も含めて今後協議を進めていきたいと考えております。

○議長（木村 誠君） 伊藤議員。

○5 番（伊藤 清君） 分かりました。

それと今、盛岡地区あるいは岩手町地区において、宮古地域で取れた鹿は無料で搬入させるというようになっているようですが、これ今後ともこれ続けていくんですか。埋立てのほうに無料で持ってきて埋め立てているというのが、今、続いているようですが、これ今後とも続けていくんですか。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、廃棄物ですが、発生元が広域管内で発生したものであれば、組合のほうで受ける格好になるかと思います。

○議長（木村 誠君） 伊藤議員。

○5 番（伊藤 清君） それが、岩手町地区、岩手町の猟友会において不正が起きたということで、いろんな問題が発生しております。こういったことで、向こうで取れたものも恐らく、推測ですけれども、そういったものもあるんじゃないかという、猟友会の内部でもそういうふうになっておりますので、これについては、いろいろな方面と協議しながら、向こうで取れたものは持込みさせないような方法を取っていったほうがいいかと思うんですが、その辺を検討してはどうでしょうか。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、廃棄物の発生元が広域管内以外のものであれば、それが分かれば、組合は受けることは不会です。仮に広域管内外から持ち込む場合は、発生元の市町村から処理する市町村のほうに通知が必要になってくることになりますので、組合としては、窓口でその鹿がどこで駆除した鹿なのかということ聞きながら対応はしたいとは思いますが、うそをつかれると我々も調べようがないというのが本音でございます。

○議長（木村 誠君） 伊藤議員。

○5 番（伊藤 清君） そういうことであれば、協議していったほうがいいのかなと思っておりますけれども、いずれ、地元のほうでは有償になるそうです、盛岡も岩手町も。そういったことから持ってきているというのものもあるんじゃないかというのもありましたので、その辺もいろいろ調べていたりしていただければというふうに思います。

あと一つは、細かいことなんですが、埋立地だか、その最終処分場に行くのに雨、雪が降った場合には、もう泥んこでゴたゴたになって、もうひどいんですね。だから、碎石か何か、道路、車が走るところだけでも何か敷いていただければいいんじゃないかなと思いますけれども。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 対応させていただきます。

○議長（木村 誠君） そのほかございませんか。

これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

○議長（木村 誠君） 次に、令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4

号)について事務局の説明を求めます。

金澤総務課長。

○総務課長(金澤建司君) 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第4号)の概要を説明いたします。座って説明させていただきます。

資料ナンバー2の1ページ、2ページの総括表をご覧ください。

このたびの補正予算は、実績見込みによる補正をするほか、殉職者賞じゅつ金に係る特別負担金を計上するものでございます。

財源におきましては、歳出の補正額の財源内訳に記載してありますとおり、特定財源は国庫支出金を増額、一般財源は分担金及び負担金を減額し、使用料及び手数料と諸収入を増額するものでございます。

補正予算の総額は7,404万9,000円を減額するもので、補正後の歳入歳出予算の総額は34億2,718万2,000円とするものでございます。

歳出の概要からご説明いたしますので、5ページ、6ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費の補正は、議員研修旅費の実績見込みにより22万9,000円を減額するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、実績見込みにより118万3,000円を減額するものでございます。

3款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費は、宮古市きれいなまち推進室移転に伴い水道量が確定したことから10万9,000円を減額するものでございます。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費から6目リサイクル施設費までの補正は、実績見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

需要費の減額につきましては、政府の電気・ガス価格激変緩和対策により電気代が抑えられたことから減額になるものでございます。

2目ごみ焼却施設費は3,179万3,000円を減額、3目埋立処分地施設費は1,507万2,000円を減額、4目し尿処理施設費は2,283万6,000円を減額、5目汚泥焼却施設費は3万5,000円を減額、6目リサイクル施設費は142万8,000円を減額するものでございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費の補正は164万8,000円を増額するものでございます。実績見込みによる減額のほか、殉職者賞じゅつ金に係る特別負担金を490万円計上するものでございます。

ここで殉職者賞じゅつ金について説明させていただきます。殉職者賞じゅつ金は、殉職した消防職員等に弔意の意を表するため支給される金銭でございます。令和4年2月に岩手県市町村総合事務組合より、平成29年に殉職した当組合消防職員の遺族へ890万円の賞じゅつ金が支給されました。これに対して国の交付税が決定となり、令和5年12月に構成市町村に対し、特別交付税として総額490万円が措置されております。殉職者賞じゅつ金に特別交付税が措置された場合は、支給先である岩手県市町村総合事務組合に特別負担金として納付することになっており、当組合が構成市町村分を取りまとめて収めるものでございます。

続きまして、2目消防施設費は301万2,000円を実績見込みにより減額するものでございます。

次に、歳入の概要をご説明いたしますので、3 ページ、4 ページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組合負担金は8,987万6,000円を減額するものでございます。構成市町村別の補正額は、宮古市は5,920万4,000円の減額、山田町は1,473万5,000円の減額、岩泉町は1,080万円の減額、田野畑村が513万7,000円の減額でございます。

2 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目衛生手数料は、ごみ処理手数料の実績見込みにより370万円増額するものでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金は106万1,000円を増額するものでございます。放射性セシウム濃度分析業務委託の実績見込みと循環型社会形成推進交付金事業費補助金の決定によるものでございます。

7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入は1,106万6,000円を増額するものでございます。東京電力の賠償金の決定と資源物売却の実績見込みによるものでございます。

資料といたしましては、7 ページ、8 ページに市町村負担金総括表を添付しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上が補正予算（第4号）の概要説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎会計年度任用職員の勤勉手当支給等に係る条例の一部改正について

○議長（木村 誠君） 次に、会計年度任用職員の勤勉手当支給等に係る条例の一部改正について事務局の説明を求めます。

金澤総務課長。

○総務課長（金澤建司君） 会計年度任用職員の勤勉手当支給等に係る条例の一部改正について、資料ナンバー3で説明させていただきます。座って説明させていただきます。

1 ページをお開き願います。

（1）概要でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給ができることとされたことから、岩手県及び宮古市に準じ、条例の改正を行うものでございます。

（2）改正する条例でございますが、宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例及び宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。

（3）改正内容でございますが、職員の育児休業等に関する条例では、育児休業をしている会計年度任用職員についても勤勉手当を支給するものでございます。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例では、会計年度任用職員に期末手当とともに勤勉手当を支給するもの、勤勉手当の支給割合、支給額、支給方法等について一般の職員の給与条例の規定を準用するもの、一般職の職員の給与条例に準じ、6月期及び12月期

とも期末手当の割合を100分の125とし、勤勉手当の支給割合を100分の100とするものでございます。

(4)の附則でございますが、施行期日を定めるものでございます。

以上が会計年度任用職員の勤勉手当支給等に係る条例の一部改正についての概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（木村 誠君） 次に、宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について事務局の説明を求めます。

畠山消防次長兼総務課長。

○消防次長兼総務課長（畠山 毅君） それでは、宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

資料ナンバー4の1ページをお開き願います。

初めに、改正の趣旨でございます。

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に移行され、人事院規則が改正されたことを踏まえ、所要の改正をするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の患者または疑いのある者の搬送業務に従事した日、1日につき4,000円の範囲内で支給する救急業務手当の特例を廃止するものでございます。

2ページをお開き願います。

改正部分は、条例案の救急業務手当の特例に規定する第2項及び第3項を削るものでございます。

1ページに戻っていただきまして、施行期日につきましては令和6年4月1日とするものでございます。

以上が特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要になります。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合手数料条例の一部改正について

○議長（木村 誠君） 次に、宮古地区広域行政組合手数料条例の一部改正について事務局の説明を求めます。

三浦消防次長兼消防課長。

○消防次長兼消防課長（三浦正成君） 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部改正についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

資料ナンバー５の１ページをお開きください。

１の改正の趣旨につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、当組合の手数料条例の一部を改正しようとするものでございます。

２の改正の内容につきましては、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋つき特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査等に係る手数料を引き上げるものでございます。

３の施行期日につきましては、令和６年４月１日から施行するものでございます。

次に、条例案についてご説明いたしますので、２ページをお開きください。

別表第１４項消防法に規定する製造所、貯蔵所または取扱所に関する事務のうち、貯蔵所について、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋つき特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査の手数料を、危険物の貯蔵最大数量の区分に応じて改正後の金額に引き上げるものでございます。

附則につきましては、さきに説明したとおりでございます。

以上が宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご協議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎一般廃棄物第２最終処分場施設整備基本設計について

○議長（木村 誠君） 次に、一般廃棄物第２最終処分場施設整備基本設計について事務局の説明を求めます。

田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 一般廃棄物第２最終処分場施設整備基本設計について説明いたします。説明は資料ナンバー６の概要版で行います。座って説明をさせていただきます。

資料の１ページをお開きください。

施設整備の概要になります。

建設予定地は右側の図の赤線で囲われている箇所に、埋立面積１万３００平米、埋立容量４万９、３００立米の施設を整備し、管内で発生する不燃物や焼却残渣などの１５年分の施設規模を確保します。

浸出水処理施設は、1日あたり最大40立米の処理能力の施設を整備します。

資料の2ページをお開きください。

施設全体の配置平面図になります。向かって右側が沢の上流側になります。最終処分場は、上流側から下流側に向かって大きく3つの施設、埋立処分地、浸出水処理施設、防災調整池により構成されています。

埋立処分地は平面図の上流側、右側の緑側の部分になります。埋立地内の底部と法面部には遮水シートを敷設し、浸出水の漏えいを防止します。遮水シートには漏水検知システムを設置し、遮水シートの健全性を確保します。埋立処分地の周辺には、日常管理や保守点検などのための管理道路や洗車スペース、飛散防止フェンスを設置します。また、埋立処分地の下流側に、最大高さ12メートル、天端幅5.7メートルの土堰堤からなる貯留構造物を設置し、廃棄物層の流出や崩壊を防ぎ、廃棄物を安全に貯留します。

浸出水処理施設は、平面図の中央付近に水槽容量4,520立米の調整設備と併せて設置します。

防災調整池は、浸出水処理施設のさらに下流側に設置し、大雨時の流出雨量の調整を行い、下流域に影響がないようにします。

資料の3ページをお開きください。

埋立処分地内に敷設する遮水工の範囲と構造になります。遮水範囲は図の赤色の部分で、埋立地内の底部及び法面部が対象になります。遮水構造は、右下の図のとおり、赤いところですが、二層の遮水シートを表面や間に不織布を包材として配置する二重遮水シート構造で、全体の厚さは約33ミリ程度となります。

漏水検知システムは、図の緑色の位置に設置します。法面の表面の不織布の材質は、紫外線などによる劣化を防ぐため遮光性のものを採用します。

4ページをお開きください。

遮水シートに対し、下側からの地下水による影響を防ぐため、地下水集排水施設を設置します。集排水管は、図の緑色と赤色の箇所、埋立処分地内と地山箇所にそれぞれ幹線と支線を敷設します。

資料の5ページをお開きください。

埋立処分地からの浸出水を集排水するため、浸出水集排水施設を設置します。図の中央の赤い点線のとおり、集排水のための幹線を敷設し、浸出水処理施設に送水します。中央の幹線に効果的に浸出水を集めるため、図の緑色の線のとおり、幹線につながる支線を敷設します。

資料の6ページをお開きください。

埋立処分地で発生する埋立ガスに対応するため、埋立ガス処理施設を設置します。当該施設は、ガス抜き管を効果的に配置するもので、前段の浸出水集排水管と接続する形で敷設します。ガス抜き管の配置は、図の青丸の箇所にガス抜き立ち上げ管を、図の青い点線8か所に法面ガス抜き管を敷設します。

資料の7ページをお開きください。

埋立処分地からの浸出水を適正に処理するため、浸出水処理施設を設置します。処理能力は1日当たり40立米で、中段の処理フロー図のとおり、カルシウム除去及び砂ろ過

処理後、下水道放流します。下水道放流についての経過になりますが、設置が義務づけられている浸出水処理設備について、これと同等以上の性能を有する水処理設備による処理も可能とする規定があり、他事例を参考に受入れ条件や受入れ水質基準などについて宮古市上下水道部と協議を行ってきました。今回、引き受けていただくことになり、一番下の処理フロー図の赤い点線のプロセスが簡素化されます。これにより建設コスト約4億5,000万円、15年間のランニングコスト約2億円が縮減される見込みでございます。

資料の8ページをお開きください。

全体事業費になります。全体事業費は税込み約29億7,000万円で、そのうち循環型社会形成推進交付金約7億4,000万円を見込んでおります。人件費の上昇や物価高騰などにより、計画事業費約23億円に対し約3割の事業費増となる見込みです。

参考として、一般財源の令和6年度負担割合による市町村負担額を掲載しております。

今回の基本設計額を限度額とし、来年度以降の実施設計業務の中で事業費の精査を進めてまいります。

資料の9ページをお開きください。

事業スケジュールになります。スケジュール表の下から5行目、一般廃棄物処理施設設置届を令和7年度に県に提出し、内容の確認通知を受けた後、事業者選定を行い、令和8年度から本格的な工事に入って、令和10年度中の供用開始を予定しております。

以上が基本設計の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問はございませんか。

これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎その他

○議長（木村 誠君） その他でございますが、議員、事務局から何かございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） それでは、私のほうから来年度の議員行政視察についてでございます。

来年度につきましては、5月に予定している議員全員協議会の場で、議員行政視察の候補地の選定を行いたいと考えております。

議員各位におかれましては、視察テーマ及び候補地について検討しておくようお願いいたします。また、今年度及び来年度以降に実施いたします議員行政視察の内容に基づき、今後当局側に対して、議会としての要望書等を提出することについて現在考えておりますので、よろしくお願いいたします。

そのほか何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（木村 誠君） ないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時36分閉会
